

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 4 月 15 日（火）第2999号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任
（選挙管理委員会取扱い） 1
- 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所
（選挙管理委員会取扱い） 1
- 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限
（選挙管理委員会取扱い） 1
- 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う日時及び場所
（選挙管理委員会取扱い） 2
- 衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙長事務所で使用する選挙長印の様式
（選挙管理委員会取扱い） 2

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 12 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成26年4月27日執行の衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成26年 4 月 15 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 鎌 田 六 郎

	住 所	氏 名
選 挙 長	鹿児島市鴨池新町31番10号	鎌 田 六 郎
選挙長の職務代理者	鹿児島市中山二丁目29番41号	寺 地 浩 一

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号

平成26年4月27日執行の衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成26年 4 月 15 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 鎌 田 六 郎

- 1 日時
平成26年 4 月 15 日 午後 5 時 30 分 から
- 2 場所
鹿児島県選挙管理委員会室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎 6階）

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による平成26年4月27日執行の衆議院鹿児島県第2区選出議員補欠選挙における選挙運動に関する候補者1人当たりの支出金額の制限は、次のとおりである。

平成26年 4 月 15 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

候補者 1 人につき 27,676,500円

鹿児島県選挙管理委員会告示第15号

平成26年 4 月 27 日執行の衆議院鹿児島県第 2 区選出議員補欠選挙における候補者届出政党の政見放送の日及び放送順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりとする。

平成26年 4 月 15 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 日時

平成26年 4 月 15 日 午後 5 時30分から

2 場所

鹿児島県選挙管理委員会室（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 県庁行政庁舎 6 階）

鹿児島県選挙管理委員会告示第16号

平成26年 4 月 27 日執行の衆議院鹿児島県第 2 区選出議員補欠選挙における選挙長事務所において使用する選挙長印の様式を次のとおり定めた。

平成26年 4 月 15 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

第 鹿
長 二 児
之 区 島
印 選 県

備考 大きさは 2 センチメートル四方とする。